

## 広陵町自治基本条例の改正（案）のパブリックコメントの実施について (HP掲載案)

### 1 自治基本条例の改正に向けて

広陵町自治基本条例は、まちづくりの主体である町民、町議会、行政が、連携してまちづくりを担い進めていく際の基本ルールで、広陵町の基本規範として位置付けられています。

公募委員を含む、広陵町自治基本条例推進会議では、町長の諮問を受け計4回の会議で見直し内容などについて意見交換を行いました。

今回、条例見直し・改正に向け、町民のみなさんにも広くご意見をいただくため、パブリックコメントを実施いたします。

### 2 改正点（案）

第10条第1項について、「別に条例で定める」を「法令等で定める」に改め、第2項については、「前項の条例の規定を適切に解釈及び運用するとともに」を「法令等を遵守するとともに」に改正します。

### 3 改正概要

個人情報の保護に関する法律が整備されたことにより、法令に基づく個人情報の保護となることから、広陵町個人情報保護条例が廃止になりました。

このことから、整合性をとるため条文を改正するものです。

### 4 自治基本条例とは

この条例は、まちづくりの主体としての町民、町議会、行政が、互いの役割を認識しながら連携し、共通の目的のために協働して、区・自治会をはじめとした住民自治を基盤とした広陵町のまちづくりを進めていく際の基本ルールを定めたものであり、町民がまちづくりに参加する権利を保障する内容となっています。

このことから、社会情勢の変化に適合しているか、町民の意向を反映しているか、法令等の改正に対応しているか等を、5年を超えない期間で検証を行うこともルール化されています。

なお、令和3年6月の条例施行から4年目にあたり1回目の見直しとなります。

### 5 意見の受付期間

令和7年12月19日から令和8年1月25日まで

## 6 閲覧場所

- ・広陵町役場 1階町民ホール
- ・さわやかホール 1階
- ・図書館
- ・中央公民館
- ・はしお元気村

## 7 提出方法

メール・ＷＥＢ・広陵町協働のまちづくり推進課へ持参・各閲覧場所に設置した意見箱に投函